

## 1 監査規程の改正について

2  
3 (趣旨)4 電気事業監査規程及びガス事業監査規程の改正について、事務局案をご審議  
5 いただく。6  
7 1. 電気事業監査規程の改正 (資料 3-1)8 2022 年 4 月より、特定の区域において、一般送配電事業者等の送配電網を活  
9 用して、新たな事業者が配電事業を行うことができる制度 (配電事業制度) が創  
10 設されるとともに、当該事業を営む配電事業者の業務及び経理についても監査  
11 をしなければならないこととされた。12 これを踏まえ、配電事業者の業務及び経理の監査を行うため、別添新旧対照表  
13 (資料 3-1) のとおり、電気事業監査規程の改正を行う。14 また、監査の実施通知について、実地監査を行う期間を通知し、これを書面監  
15 査 (オンライン監査) に変更した場合には別途通知を行っていたところ、当該通  
16 知手続きの効率化を図るため、別添新旧対照表 (資料 3-1) のとおり、電気事  
17 業監査規程の改正を行う。18  
19 <具体的な改正内容>

## 20 (1) 電気事業監査規程第 5 条、第 7 条及び第 12 条の改正

21 配電事業者に関する監査事項を追加する。被監査事業者に配電事業者を追  
22 加する。

## 23 (2) 電気事業監査規程第 9 条及び様式第 1 (第 9 条関係) の改正

24 監査の実施方法 (実地監査又は書面監査の別) 及び実地監査の場合の監査  
25 実施期間の通知方法等を変更する。

## 26 (3) その他所要の改正

27  
28 2. ガス事業監査規程の改正 (資料 3-2)29 2022 年 4 月より、一定規模以上の一般ガス導管事業を分社化するとともに、  
30 すべての一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に対して行為規制に基づ  
31 く体制整備等を行うこととされた。また、親会社等が一般ガス導管事業者及び  
32 特定ガス導管事業者に差別的取扱いを要求すること等が禁止された。33 これを踏まえ、当該行為規制の遵守状況についても監査するため、別添新旧対  
34 照表 (資料 3-2) のとおり、ガス事業監査規程の改正を行う。

35 また、監査の実施通知について、実地監査を行う期間を通知し、これを書面監

36 査（オンライン監査）に変更した場合には別途通知を行っていたところ、当該通  
37 知手続きの効率化を図るため、別添新旧対照表（資料3-2）のとおり、ガス事  
38 業監査規程の改正を行う。

39

40 <具体的な改正内容>

41 （1）ガス事業監査規程第5条の改正

42 一定規模以上の一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に対して新  
43 たに導入された、以下の行為規制に関する監査事項を追加する。

44 ①兼職（取締役等及び従業員）に関する規制（法第54条の4、法第80  
45 条の4）

46 ②社名、商標、広告・宣伝等に関する規制、グループ内での取引に関する  
47 規制、業務の受委託等に関する規制（法第54条、法第54条の5、法  
48 第80条、法第80条の5）

49 ③情報の適正な管理のための体制整備等（法第54条の8、法第80条の  
50 8）

51 （2）ガス事業監査規程第9条及び様式第1（第9条関係）の改正

52 監査の実施方法（実地監査及び書面監査の別）及び実地監査の場合の監査  
53 実施期間の通知方法等を変更する。

54 （3）その他所要の改正

55

56 3. 今後の予定

57 ご了承の後、速やかに委員会HPにて公表することとしたい。

58

## 関係条文

59

60

### 61 ■ 電気事業法

62 (監査)

63 第百五条 経済産業大臣は、毎年、一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

64 (準用)

65  
66 第二十七条の十二の十三 第六条の二、第九条から第十一条まで、第十三条、第  
67 十四条、第二十二條から第二十二條の三まで、第二十三條(第四項を除く。)、  
68 第二十三條の二から第二十六條の三まで、第二十七條第一項、第二十七條の二  
69 及び第二十七條の三の規定は、配電事業者に準用する。この場合において、第  
70 九條第一項中「第六條第二項第六号」とあるのは「第二十七條の十二の五第二  
71 項第六号」と、同條第二項中「第六條第二項第二号から第四号まで」とあるの  
72 は「第二十七條の十二の五第二項第二号から第四号まで」と、第十條第三項中  
73 「第五條」とあるのは「第二十七條の十二の四」と、第二十二條第一項、第二  
74 十二條の三第二項並びに第二十三條第一項第二号及び第三項中「変電、送電」  
75 とあるのは「変電」と、第二十二條の二第二項中「送電用及び配電用」とある  
76 のは「配電用」と、同條第三項第一号中「及び第二十三條第二項から第五項ま  
77 で」とあるのは「並びに第二十三條第二項、第三項及び第五項」と、第二十三  
78 條第二項中「一般送配電事業者の特定関係事業者等」とあるのは「配電事業者  
79 の特定関係事業者等」と、第二十三條の三第一項第一号中「、第四項本文若し  
80 くは」とあるのは「若しくは」と読み替えるものとする。

81 (一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等)

82 第二十二條の三 一般送配電事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業  
83 者(一般送配電事業者の子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。  
84 以下同じ。)、親会社(同条第四号に規定する親会社をいう。以下この項及び第  
85 二十七條の十一の三第一項において同じ。))若しくは当該一般送配電事業者以  
86 外の当該親会社の子会社等(同法第二条第三号の二に規定する子会社等をい  
87 う。以下同じ。))に該当する小売電気事業者、発電事業者若しくは特定卸供給  
88 事業者又は当該小売電気事業者、発電事業者若しくは特定卸供給事業者の経  
89 営を実質的に支配していると認められる者として経済産業省令で定める要件  
90 に該当する者をいう。以下この款において同じ。))の取締役、執行役その他業  
91 務を執行する役員(以下この項及び第二十七條の十一の三第一項において「取  
92 締役等」という。))又は従業者を、一般送配電事業者の従業者は、その特定関  
93 係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、電気を供給する

94 事業を営む者(以下「電気供給事業者」という。)の間の適正な競争関係を阻害  
95 するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

96 2 一般送配電事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各  
97 号に定める当該特定関係事業者の従業者を、当該一般送配電事業者が営む一  
98 般送配電事業の業務その他変電、送電及び配電に係る業務のうち、電気供給事  
99 業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に  
100 必要な業務として経済産業省令で定めるもの(第二十三条の二第一項におい  
101 て「特定送配電等業務」という。)に従事させてはならない。ただし、電気供  
102 給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省  
103 令で定める場合は、この限りでない。

104 一 小売電気事業者 小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う  
105 従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

106 二 発電事業者 発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者と  
107 して経済産業省令で定める要件に該当するもの

108 三 特定卸供給事業者 特定卸供給事業の業務の運営において重要な役割を  
109 担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

110 四 前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 その経営を実質的  
111 に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事  
112 業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として  
113 経済産業省令で定める要件に該当するもの

114 3 (略)

115 (一般送配電事業者の禁止行為等)

116 第二十三条 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

117 一 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業  
118 者に関する情報及び電気の利用者に関する情報(電気供給事業者間の適正な  
119 競争関係を阻害するおそれがない情報として経済産業省令で定めるものを  
120 除く。)を当該業務及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別  
121 措置法(平成二十三年法律第百八号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」  
122 という。)第二条第五項又は第二条の七第一項に規定する特定契約又は一時  
123 調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第二条第一項に  
124 規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外  
125 の目的のために利用し、又は提供すること。

126 二 その託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係  
127 る業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、  
128 若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与え  
129 ること。

130 三 前二号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害す  
131 るものとして経済産業省令で定める行為をすること。

132 2 一般送配電事業者は、通常取引の条件と異なる条件であつて電気供給事  
133 業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、その特定関係事業  
134 者その他一般送配電事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者(第  
135 百六条第五項において「一般送配電事業者の特定関係事業者等」という。)  
136 取引を行つてはならない。ただし、当該取引を行うことにつきやむを得ない事  
137 情がある場合において、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、この  
138 限りでない。

139 3 一般送配電事業者は、その託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変  
140 電、送電及び配電に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者  
141 の子会社等(特定関係事業者に該当するものを除く。)に委託してはならない。  
142 ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合と  
143 して経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

144 4 (略)

145 5 一般送配電事業者は、その特定関係事業者である小売電気事業者、発電事業  
146 者又は特定卸供給事業者からその営む小売電気事業、発電事業又は特定卸供  
147 給事業の業務を受託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争  
148 関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この  
149 限りでない。

150 6 (略)

151 (電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等)

152 第二十三条の四 一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、託  
153 送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配  
154 電事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給及び電力量調整供  
155 給の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他電気供給事業  
156 者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を講じなければならない。

157 2 (略)

158

159 ■ ガス事業法

160 (禁止行為等)

161 第五十四条 一般ガス導管事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

162 一 託送供給の業務に関して知り得た他のガスを供給する事業を営む者(以下  
163 「ガス供給事業者」という。)及びガスの使用者に関する情報を当該業務の  
164 用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

165 二 その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務に  
166 ついて、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しく  
167 は利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

168 三 前二号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害す  
169 るものとして経済産業省令で定める行為をすること。

170 2 (略)

171 (特別一般ガス導管事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等)

172 第五十四条の四 特別一般ガス導管事業者の取締役又は執行役は、その特定関  
173 係事業者(特別一般ガス導管事業者の子会社(会社法第二条第三号に規定する  
174 子会社をいう。第八十条の四第一項において同じ。)、親会社(同法第二条第四  
175 号に規定する親会社をいう。以下この項及び第八十条の四第一項において同  
176 じ。)若しくは当該特別一般ガス導管事業者以外の当該親会社の子会社等(同  
177 法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。以下同じ。)に該当するガス  
178 小売事業者若しくはガス製造事業者又は当該ガス小売事業者若しくはガス製  
179 造事業者の経営を実質的に支配していると認められる者として経済産業省令  
180 で定める要件に該当する者をいう。以下この節において同じ。)の取締役、執  
181 行役その他業務を執行する役員(以下この項及び第八十条の四第一項におい  
182 て「取締役等」という。)又は使用人その他の従業者(以下単に「従業者」とい  
183 う。)を、特別一般ガス導管事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役  
184 等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関  
185 係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限  
186 りでない。

187 2 特別一般ガス導管事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに  
188 当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、当該特別一般ガス導管事  
189 業者が営む一般ガス導管事業の業務その他その維持し、及び運用する導管に  
190 係る業務のうち、ガス供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営  
191 における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるもの  
192 (第五十四条の六第一項において「特別一般ガス導管等業務」という。)に従事  
193 させてはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するお  
194 それがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

- 195 一 ガス小売事業者 ガス小売事業の業務の運営において重要な役割を担う  
196 従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの  
197 二 ガス製造事業者 ガス製造事業の業務の運営において重要な役割を担う  
198 従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの  
199 三 前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 その経営を実質的  
200 に支配していると認められるガス小売事業者又はガス製造事業者の経営管  
201 理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令  
202 で定める要件に該当するもの

203 3 (略)

204 (特別一般ガス導管事業者の禁止行為等)

205 第五十四条の五 特別一般ガス導管事業者は、通常の取引の条件と異なる条件  
206 であつてガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、  
207 その特定関係事業者その他特別一般ガス導管事業者と経済産業省令で定める  
208 特殊の関係のある者(第七十一条第三項において「特別一般ガス導管事業者  
209 の特定関係事業者等」という。)と取引を行つてはならない。ただし、当該取  
210 引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ経済  
211 産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

212 2 特別一般ガス導管事業者は、その託送供給の業務その他のその維持し、及び  
213 運用する導管に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子  
214 会社等(特定関係事業者に該当するものを除く。)に委託してはならない。ただ  
215 し、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として  
216 経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

217 3 特別一般ガス導管事業者は、その最終保障供給の業務を委託する場合にお  
218 いては、経済産業省令で定めるところにより、当該業務を受託する者を公募す  
219 ることなく、その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者に  
220 当該業務を委託してはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係  
221 を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限り  
222 でない。

223 4 特別一般ガス導管事業者は、その特定関係事業者たるガス小売事業者又は  
224 ガス製造事業者からその営むガス小売事業又はガス製造事業の業務を受託し  
225 てはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれ  
226 がない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

227 5 (略)

228 (ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等)

229 第五十四条の八 一般ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、  
230 託送供給の業務に関して知り得た情報その他その一般ガス導管事業の業務に

231 関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給の業務の実施状況を適切に監視す  
232 るための体制の整備その他ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するた  
233 めに必要な措置を講じなければならない。

234 2 (略)

235 (禁止行為等)

236 第八十条 特定ガス導管事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

237 一 託送供給の業務に関して知り得た他のガス供給事業者及びガスの使用者  
238 に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は  
239 提供すること。

240 二 その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務に  
241 ついて、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しく  
242 は利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

243 三 前二号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害す  
244 るものとして経済産業省令で定める行為をすること。

245 2 (略)

246 (特別特定ガス導管事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等)

247 第八十条の四 特別特定ガス導管事業者の取締役又は執行役は、その特定関係  
248 事業者(特別特定ガス導管事業者の子会社、親会社若しくは当該特別特定ガ  
249 ス導管事業者以外の当該親会社の子会社等に該当するガス小売事業者若しく  
250 はガス製造事業者又は当該ガス小売事業者若しくはガス製造事業者の経営を  
251 実質的に支配していると認められる者として経済産業省令で定める要件に該  
252 当する者をいう。以下この節において同じ。) の取締役等又は従業者を、特  
253 別特定ガス導管事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役等を、それ  
254 ぞれ兼ねてはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害  
255 するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでな  
256 い。

257 2 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに  
258 当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、当該特別特定ガス導管事  
259 業者が営む特定ガス導管事業の業務その他のその維持し、及び運用する導管  
260 に係る業務のうち、ガス供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運  
261 営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるもの  
262 (第八十条の六第一項において「特別特定ガス導管等業務」という。) に従  
263 事させてはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害す  
264 るおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

265 一 ガス小売事業者 ガス小売事業の業務の運営において重要な役割を担う  
266 従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

267 二 ガス製造事業者 ガス製造事業の業務の運営において重要な役割を担う  
268 従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

269 三 前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 その経営を実質的  
270 に支配していると認められるガス小売事業者又はガス製造事業者の経営管  
271 理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令  
272 で定める要件に該当するもの

273 3 (略)

274 (特別特定ガス導管事業者の禁止行為等)

275 第八十条の五 特別特定ガス導管事業者は、通常の取引の条件と異なる条件で  
276 あつてガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、  
277 その特定関係事業者その他特別特定ガス導管事業者と経済産業省令で定める  
278 特殊の関係のある者 (第七十一条第三項において「特別特定ガス導管事業  
279 者の特定関係事業者等」という。) と取引を行つてはならない。ただし、当  
280 該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ  
281 経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

282 2 特別特定ガス導管事業者は、その託送供給の業務その他のその維持し、及  
283 び運用する導管に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の  
284 子会社等 (特定関係事業者に該当するものを除く。) に委託してはならな  
285 い。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場  
286 合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

287 3 特別特定ガス導管事業者は、その特定関係事業者たるガス小売事業者又は  
288 ガス製造事業者からその営むガス小売事業又はガス製造事業の業務を受託し  
289 てはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそ  
290 れがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

291 4 (略)

292 (ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等)

293 第八十条の八 特定ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、  
294 託送供給の業務に関して知り得た情報その他その特定ガス導管事業の業務に  
295 関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給の業務の実施状況を適切に監視  
296 するための体制の整備その他ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保する  
297 ために必要な措置を講じなければならない。

298 2 (略)

## 電気事業監査規程新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">電気事業監査規程</p> <p>(定義) 第1条 この規程において使用する用語は、電気事業法(昭和39年法律第170号)において使用する用語の例による。</p> <p>(監査の範囲) 第2条 電気事業(次条において「事業」という。)の業務及び経理についての監査(以下単に「監査」という。)は、この規程の定めるところによる。</p> <p>(監査の目的) 第3条 監査は、事業の公益性に鑑み、電気事業法及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号。以下「改正法」という。)並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等(以下「法令等」という。)の規定に照らして事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もって電気の利用者の利益を保護するとともに、事業の健全な発達を図ることを目的とする。</p> <p>(監査の原則) 第4条 監査は、電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」という。)及び経済産業局(中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)が適切な役割分担の下、相互に協調し、効率的にその目的を達成するように行われなければならない。 2 監査は、電気事業法及び改正法の施行に必要な限度において行われなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">電気事業監査規程</p> <p>(定義) 第1条 この規程において使用する用語は、電気事業法(昭和39年法律第170号)において使用する用語の例による。</p> <p>(監査の範囲) 第2条 電気事業(次条において「事業」という。)の業務及び経理についての監査(以下単に「監査」という。)は、この規程の定めるところによる。</p> <p>(監査の目的) 第3条 監査は、事業の公益性に鑑み、電気事業法及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号。以下「改正法」という。)並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等(以下「法令等」という。)の規定に照らして事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もって電気の利用者の利益を保護するとともに、事業の健全な発達を図ることを目的とする。</p> <p>(監査の原則) 第4条 監査は、電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」という。)及び経済産業局(中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)が適切な役割分担の下、相互に協調し、効率的にその目的を達成するように行われなければならない。 2 監査は、電気事業法及び改正法の施行に必要な限度において行われなければならない。</p>

(監査事項)

第5条 電気事業法第105条及び改正法附則第21条の規定による次の各号に掲げる監査は、それぞれ当該各号に掲げる事項について行う。

- (1) 約款の運用等に関する監査 一般送配電事業者が行う託送供給等約款、最終保障供給約款及び離島等供給約款の運用、送電事業者が行う振替供給に係る料金その他の供給条件の運用、配電事業者が行う託送供給等約款の運用並びにみなし小売電気事業者(改正法附則第2条第2項に規定するみなし小売電気事業者をいう。以下同じ。)が行う特定小売供給約款の運用に関する事項
- (2) 財務諸表に関する監査 電気事業会計規則(昭和40年通商産業省令第57号)で定めるところに従って一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者及びみなし小売電気事業者が行う会計の整理に関する事項
- (3) 部門別収支に関する監査 みなし小売電気事業者部門別収支計算規則(平成28年経済産業省令第45号)で定めるところに従ってみなし小売電気事業者が行う部門別収支の計算に関する事項
- (4) 託送供給等収支に関する監査 電気事業託送供給等収支計算規則(平成18年経済産業省令第2号)で定めるところに従って一般送配電事業者が行う託送供給等収支の計算に関する事項、送電事業者が行う振替供給等収支の計算に関する事項及び配電事業者が行う託送供給等収支の計算に関する事項
- (5) 託送供給等に伴う禁止行為に関する監査 電気事業法第22条の3及び第23条、第27条の11の3及び第27条の11の4並びに第27条の12の13において準用する第22条の3及び第23条(第4項を除く。)の規定に基づく情報の目的外利用等の禁止に関する事項
- (6) 体制整備等に関する監査 電気事業法第23条の4(同法第27条の12及び第27条の12の13において準用する場合を含む。)の規定に基づく体制整備等に関する事項
- (7) その他必要な事項に関する監査 電気事業法及び改正法の施行に必要な限度において、第3条に定める監査の目的に照らし監査を行うことが必要であると認められる事項

(監査事項)

第5条 電気事業法第105条及び改正法附則第21条の規定による次の各号に掲げる監査は、それぞれ当該各号に掲げる事項について行う。

- (1) 約款の運用等に関する監査 一般送配電事業者が行う託送供給等約款、最終保障供給約款及び離島供給約款の運用、送電事業者が行う振替供給に係る料金その他の供給条件の運用並びにみなし小売電気事業者(改正法附則第2条第2項に規定するみなし小売電気事業者をいう。以下同じ。)が行う特定小売供給約款の運用に関する事項
- (2) 財務諸表に関する監査 電気事業会計規則(昭和40年通商産業省令第57号)で定めるところに従って一般送配電事業者、送電事業者及びみなし小売電気事業者が行う会計の整理に関する事項
- (3) 部門別収支に関する監査 みなし小売電気事業者部門別収支計算規則(平成28年経済産業省令第45号)で定めるところに従ってみなし小売電気事業者が行う部門別収支の計算に関する事項
- (4) 託送供給等収支に関する監査 電気事業託送供給等収支計算規則(平成18年経済産業省令第2号)で定めるところに従って一般送配電事業者が行う託送供給等収支の計算に関する事項及び送電事業者が行う振替供給等収支の計算に関する事項
- (5) 託送供給等に伴う禁止行為に関する監査 電気事業法第22条の3及び第23条並びに第27条の11の3及び第27条の11の4の規定に基づく情報の目的外利用等の禁止に関する事項
- (6) 体制整備等に関する監査 電気事業法第23条の4(同法第27条の12において準用する場合を含む。)の規定に基づく体制整備等に関する事項
- (7) その他必要な事項に関する監査 電気事業法及び改正法の施行に必要な限度において、第3条に定める監査の目的に照らし監査を行うことが必要であると認められる事項

(監査計画)

第6条 委員会は、監査の時期、監査の分担、監査の実施の箇所、監査事項の具体的な内容その他監査の実施に関する事項について、監査計画を定めるものとする。

2 電力・ガス取引監視等委員会事務局長（以下「事務局長」という。）は、前項の監査計画について、委員会において経済産業局が監査を実施することを定める場合は、あらかじめ、経済産業局長（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下「局長」という。）の意見を徴するものとする。

3 事務局長は、前項の規定による意見聴取を行った場合は、第1項の規定により監査計画を定めた後、速やかに局長に通知するものとする。

4 局長は、前項の規定による通知を受けた監査計画を変更すべき事由が生じた場合は、遅滞なく委員会にその旨を通知するものとする。ただし、監査の分担のうち監査を実施する人数を変更しようとする場合は、この限りでない。

(監査の実施)

第7条 監査は、監査を受ける一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者及びみなし小売電気事業者（以下「被監査事業者」という。）の営業所、事務所その他の事業場のうちいずれか一以上の箇所において実地監査の方法により行う。ただし、時宜に応じて書面監査の方法により行うことができる。

第8条 委員会及び局長は、監査を実施するに当たり、あらかじめ、被監査事業者に対して、電気事業法及び改正法の規定に基づき、監査の実施に必要な限度において、その業務及び経理の状況に関し資料の提出を求めるものとする。

第9条 委員会及び局長は、あらかじめ、監査の実施期間、監査の実施方法（実地監査又は書面監査の別）、実地監査の場合においては実地監査を行う期間、実施の箇所及び監査事項の具体的な内容を被監査事業者に対し通知するものとする。

2 前項の通知は様式第1によるものとする。

3 第1項の監査の実施方法を変更する場合及び実地監査の場合における実地監査を行う期間を変更する場合は、前項の規定によらず、委員会事務局の職員又は経済産業局に置かれる電力・ガス取引監視室の職員が電子メールその他の方法により

(監査計画)

第6条 委員会は、監査の時期、監査の分担、監査の実施の箇所、監査事項の具体的な内容その他監査の実施に関する事項について、監査計画を定めるものとする。

2 電力・ガス取引監視等委員会事務局長（以下「事務局長」という。）は、前項の監査計画について、委員会において経済産業局が監査を実施することを定める場合は、あらかじめ、経済産業局長（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下「局長」という。）の意見を徴するものとする。

3 事務局長は、前項の規定による意見聴取を行った場合は、第1項の規定により監査計画を定めた後、速やかに局長に通知するものとする。

4 局長は、前項の規定による通知を受けた監査計画を変更すべき事由が生じた場合は、遅滞なく委員会にその旨を通知するものとする。ただし、監査の分担のうち監査を実施する人数を変更しようとする場合は、この限りでない。

(監査の実施)

第7条 監査は、監査を受ける一般送配電事業者、送電事業者及びみなし小売電気事業者（以下「被監査事業者」という。）の営業所、事務所その他の事業場のうちいずれか一以上の箇所において実地監査の方法により行う。ただし、時宜に応じて書面監査の方法により行うことができる。

第8条 委員会及び局長は、監査を実施するに当たり、あらかじめ、被監査事業者に対して、電気事業法及び改正法の規定に基づき、監査の実施に必要な限度において、その業務及び経理の状況に関し資料の提出を求めるものとする。

第9条 委員会及び局長は、あらかじめ、監査の実施期間、実地監査の場合においては実地監査を行う期間、実施の箇所及び監査事項の具体的な内容を被監査事業者に対し通知するものとする。

2 前項の通知は様式第1によるものとする。

(新設)

通知することを妨げない。

第10条 監査を実施する者（委員会事務局の職員の中から事務局長が指定する者又は経済産業局に置かれる電力・ガス取引監視室の職員の中から局長が指定する者をいう。以下「監査実施者」という。）は、実地監査を行うに当たっては、これを被監査事業者の営業時間内に行わなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 監査実施者は、重要な帳簿、書類その他の物件の監査を行うに当たっては、その保管の責任者一人以上を立ち合わせなければならない。

3 監査実施者は、監査の妨害、拒否その他の重大な事故により監査の実施が困難であると認められる場合は、監査を停止して直ちに上司にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

第11条 監査実施者は、監査の実施に当たっては次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 被監査事業者の業務の遂行に支障を及ぼさないよう留意すること。
- (2) 監査の実施に際して知ることができた秘密については、正当な理由がある場合を除き保持すること。
- (3) 常に品位を保持し、その信用を傷つけることのないように留意すること。
- (4) 常に穏健冷静な態度を持し、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取すること。

第12条 監査実施者は、監査の実施後は、遅滞なく所属課室において監査内容について検討を行わなければならない。

2 監査実施者は、前項の検討を行った結果、不適正な行為（法令等の規定に照らして違反する又は法令等の目的若しくは趣旨に照らして適切でない行為をいう。以下同じ。）又は電力の適正な取引の確保に必要な事項として報告すべき事項（以下「要報告事項」という。）が認められた場合は、原則、当該要報告事項に対する被監査事業者からの意見聴取及び事実確認を行うものとする。

3 監査実施者は、監査に必要な場合は、被監査事業者以外の一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者及びみなし小売電気事業者又はその他関係者に対し情報収集

第10条 監査を実施する者（委員会事務局の職員の中から事務局長が指定する者又は経済産業局に置かれる電力・ガス取引監視室の職員の中から局長が指定する者をいう。以下「監査実施者」という。）は、実地監査を行うに当たっては、これを被監査事業者の営業時間内に行わなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 監査実施者は、重要な帳簿、書類その他の物件の監査を行うに当たっては、その保管の責任者一人以上を立ち合わせなければならない。

3 監査実施者は、監査の妨害、拒否その他の重大な事故により監査の実施が困難であると認められる場合は、監査を停止して直ちに上司にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

第11条 監査実施者は、監査の実施に当たっては次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 被監査事業者の業務の遂行に支障を及ぼさないよう留意すること。
- (2) 監査の実施に際して知ることができた秘密については、正当な理由がある場合を除き保持すること。
- (3) 常に品位を保持し、その信用を傷つけることのないように留意すること。
- (4) 常に穏健冷静な態度を持し、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取すること。

第12条 監査実施者は、監査の実施後は、遅滞なく所属課室において監査内容について検討を行わなければならない。

2 監査実施者は、前項の検討を行った結果、不適正な行為（法令等の規定に照らして違反する又は法令等の目的若しくは趣旨に照らして適切でない行為をいう。以下同じ。）又は電力の適正な取引の確保に必要な事項として報告すべき事項（以下「要報告事項」という。）が認められた場合は、原則、当該要報告事項に対する被監査事業者からの意見聴取及び事実確認を行うものとする。

3 監査実施者は、監査に必要な場合は、被監査事業者以外の一般送配電事業者、送電事業者及びみなし小売電気事業者又はその他関係者に対し情報収集を行うもの

を行うものとする。

- 4 前項の情報収集において要報告事項が認められた場合は、被監査事業者に対する監査の実施の有無にかかわらず当該被監査事業者の要報告事項とみなし、原則、第2項の意見聴取及び事実確認を行うものとする。
- 5 監査実施者は、第1項から前項までの手続が終わり次第速やかに監査報告書を作成し、電力・ガス取引監視等委員会事務局の職員にあつては事務局長に、経済産業局の職員にあつては局長に、それぞれ提出しなければならない。
- 6 前項の監査報告書は様式第2によるものとする。

(局長による監査の結果の取扱い)

第13条 局長は、前条の監査報告書の提出があつた場合は、これを事務局長に送付しなければならない。

(事務局長による監査の結果の取扱い)

第14条 事務局長は、第12条第5項の監査報告書の提出及び前条の監査報告書の送付があつた場合は、監査の結果を委員会に報告しなければならない。

(監査の結果に関する公表)

第15条 委員会は、被監査事業者の正当な利益を害するおそれのない限りにおいて、前条の報告の要旨を公表するものとする。

- 2 前項の公表は次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 公表の内容

- イ 監査の目的
- ロ 監査実施期間
- ハ 監査実施者及び実施の方法
- ニ 監査の内容
- ホ 監査の結果の取扱いの状況

(総論) 監査の実施状況、監査の内容及び指摘事項の状況

(各論) 指摘事項等の内容及びその取扱いの内容

(2) 公表の時期

とする。

- 4 前項の情報収集において要報告事項が認められた場合は、被監査事業者に対する監査の実施の有無にかかわらず当該被監査事業者の要報告事項とみなし、原則、第2項の意見聴取及び事実確認を行うものとする。
- 5 監査実施者は、第1項から前項までの手続が終わり次第速やかに監査報告書を作成し、電力・ガス取引監視等委員会事務局の職員にあつては事務局長に、経済産業局の職員にあつては局長に、それぞれ提出しなければならない。
- 6 前項の監査報告書は様式第2によるものとする。

(局長による監査の結果の取扱い)

第13条 局長は、前条の監査報告書の提出があつた場合は、これを事務局長に送付しなければならない。

(事務局長による監査の結果の取扱い)

第14条 事務局長は、第12条第5項の監査報告書の提出及び前条の監査報告書の送付があつた場合は、監査の結果を委員会に報告しなければならない。

(監査の結果に関する公表)

第15条 委員会は、被監査事業者の正当な利益を害するおそれのない限りにおいて、前条の報告の要旨を公表するものとする。

- 2 前項の公表は次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 公表の内容

- イ 監査の目的
- ロ 監査実施期間
- ハ 監査実施者及び実施の方法
- ニ 監査の内容
- ホ 監査の結果の取扱いの状況

(総論) 監査の実施状況、監査の内容及び指摘事項の状況

(各論) 指摘事項等の内容及びその取扱いの内容

(2) 公表の時期

原則として、監査実施年度終了後3月以内に公表する。

(3) 公表の方法

電力・ガス取引監視等委員会のホームページにおいて公表する。

(4) 公表に当たっての留意事項

公表に当たっては、被監査事業者の利益を害するおそれのないよう十分留意するとともに、指摘に関し当該被監査事業者に契約締結者等の第三者が存する場合は、当該第三者が特定されるおそれのある事項を公表しないよう十分留意するものとする。

附 則

この規程は、決定の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日付け20160401電委第11号改正）

（実施期日）

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規程の施行前にこの規程による改正前の電気事業監査規程の規定によってした手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成29年4月5日付け20170405電委第2号改正）

（実施期日）

第1条 この規程は、決定の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規程の施行前にこの規程による改正前の電気事業監査規程の規定によってした手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（令和2年8月6日付け20200803電委第1号改正）

（実施期日）

原則として、監査実施年度終了後3月以内に公表する。

(3) 公表の方法

電力・ガス取引監視等委員会のホームページにおいて公表する。

(4) 公表に当たっての留意事項

公表に当たっては、被監査事業者の利益を害するおそれのないよう十分留意するとともに、指摘に関し当該被監査事業者に契約締結者等の第三者が存する場合には、当該第三者が特定されるおそれのある事項を公表しないよう十分留意するものとする。

附 則

この規程は、決定の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日付け20160401電委第11号改正）

（実施期日）

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規程の施行前にこの規程による改正前の電気事業監査規程の規定によってした手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成29年4月5日付け20170405電委第2号改正）

（実施期日）

第1条 この規程は、決定の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規程の施行前にこの規程による改正前の電気事業監査規程の規定によってした手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（令和2年8月6日付け20200803電委第1号改正）

（実施期日）

第1条 この規程は、令和2年8月6日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行前にこの規程による改正前の電気事業監査規程の規定によ  
ってした手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (令和3年6月14日付け20210610電委第1号改正)

(実施期日)

第1条 この規程は、令和3年6月14日から施行する。

附 則 (令和4年〇月〇日付け2022●●●●電委第●号改正)

(実施期日)

第1条 この規程は、令和4年〇月〇日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行前にこの規程による改正前の電気事業監査規程の規定によ  
ってした手続その他の行為は、なお従前の例による。

様式第1 (第9条関係)

番 号  
年 月 日

被監査事業者 名

(電力・ガス取引監視等委員会  
経済産業局長 )

第1条 この規程は、令和2年8月6日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行前にこの規程による改正前の電気事業監査規程の規定によ  
ってした手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (令和3年6月14日付け20210610電委第1号改正)

(実施期日)

第1条 この規程は、令和3年6月14日から施行する。

様式第1 (第9条関係)

番 号  
年 月 日

被監査事業者 名

(電力・ガス取引監視等委員会  
経済産業局長 )

電気事業監査の実施について  
( 年度実施分)

上記の件について、(電気事業法第105条又は電気事業法等の一部を改正する法律附則第21条)の規定に基づき、下記のとおり監査を実施することとしましたので通知します。

記

1. 監査実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

2. 監査の実施方法

(実地監査実施の日)

年 月 日から 年 月 日まで

3. 監査の実施箇所

4. 監査事項の具体的な内容

- (注) 1. 監査の実施方法は実地監査又は書面監査のいずれかを記載すること。  
2. 書面監査の場合は実地監査実施の日は記載しないこと。  
3. 実地監査実施の日を電子メールその他の方法により通知する場合は、その旨を記載すること。

電気事業監査の実施について  
( 年度実施分)

上記の件について、(電気事業法第105条又は電気事業法等の一部を改正する法律附則第21条)の規定に基づき、下記のとおり監査を実施することとしましたので通知します。

記

1. 監査実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(新設)

(実地監査実施の日)

年 月 日から 年 月 日まで

2. 監査の実施箇所

3. 監査事項の具体的な内容

- (注) (新設)  
書面監査の場合は実地監査実施の日は記載しないこと。  
(新設)

様式第2（第12条関係）

電気事業監査報告書  
（ 年度実施分）

I. 監査の種類	電気事業監査
II. 監査事項の 具体的内容	約款の運用等に関する監査 財務諸表に関する監査 部門別収支に関する監査 託送供給等収支に関する監査 託送供給等に伴う禁止行為に関する監査 体制整備等に関する監査 その他（ ）
III. 被監査事業者 名	
IV. 監査の実施箇 所及び所在地	
V. 監査実施方法	実地監査 書面監査
VI. 監査実施期間	自 年 月 日 至 年 月 日 (実地監査実施の日 )
VII. 提出年月日	年 月 日

〔監査実施者〕

監査実施者 A (官職) (氏名)  
 監査実施者 B (官職) (氏名)  
 監査実施者 C (官職) (氏名)  
 監査実施者 D (官職) (氏名)

様式第2（第12条関係）

電気事業監査報告書  
（ 年度実施分）

I. 監査の種類	電気事業監査
II. 監査事項の 具体的内容	約款の運用等に関する監査 財務諸表に関する監査 部門別収支に関する監査 託送供給等収支に関する監査 託送供給等に伴う禁止行為に関する監査 体制整備等に関する監査 その他（ ）
III. 被監査事業者 名	
IV. 監査の実施箇 所及び所在地	
V. 監査実施方法	実地監査 書面監査
VI. 監査実施期間	自 年 月 日 至 年 月 日 (実地監査実施の日 )
VII. 提出年月日	年 月 日

〔監査実施者〕

監査実施者 A (官職) (氏名)  
 監査実施者 B (官職) (氏名)  
 監査実施者 C (官職) (氏名)  
 監査実施者 D (官職) (氏名)

- (記載注意) 1. 監査事項の具体的内容及び監査実施方法は、該当しないものを削除すること。
2. 監査事項の具体的内容のその他の( )には、電気事業監査規程第5条第7号に基づき実施した監査事項の具体的内容を記載すること。
3. 監査の実施箇所及び所在地は、電気事業監査規程第7条に基づき監査を実施した営業所、事務所及び事業場の名称並びにその所在地を記載すること。
4. 監査実施者数に応じ、監査実施者をアルファベットで表すこととし、以下の様式においては、このアルファベットを用いて記載すること。
5. 監査実施期間の( )には、実地監査を行った場合には当該実地監査を行った日を記載し、実地監査を行わなかった場合には削除すること。
6. 本報告書は、同一時期に実施した実地監査又は書面監査を被監査事業者ごとに作成すること。ただし、同一の被監査事業者の二以上の営業所、事務所その他の事業場に対し、同一時期に監査を実施した場合で、監査実施者が同一のときは、まとめて作成しても差し支えない。

I 実施した監査事項の概要

年	月	日	曜日	A	B	C	D
[監査の実施に当たり特に留意した事項]							
[監査の実施に当たり生じた特別の事項]							

- (記載注意) 1. 監査事項の具体的内容及び監査実施方法は、該当しないものを削除すること。
2. 監査事項の具体的内容のその他の( )には、電気事業監査規程第5条第7号に基づき実施した監査事項の具体的内容を記載すること。
3. 監査の実施箇所及び所在地は、電気事業監査規程第7条に基づき監査を実施した営業所、事務所及び事業場の名称並びにその所在地を記載すること。
4. 監査実施者数に応じ、監査実施者をアルファベットで表すこととし、以下の様式においては、このアルファベットを用いて記載すること。
5. 監査実施期間の( )には、実地監査を行った場合には当該実地監査を行った日を記載し、実地監査を行わなかった場合には削除すること。
6. 本報告書は、同一時期に実施した実地監査又は書面監査を被監査事業者ごとに作成すること。ただし、同一の被監査事業者の二以上の営業所、事務所その他の事業場に対し、同一時期に監査を実施した場合で、監査実施者が同一のときは、まとめて作成しても差し支えない。

I 実施した監査事項の概要

年	月	日	曜日	A	B	C	D
[監査の実施に当たり特に留意した事項]							
[監査の実施に当たり生じた特別の事項]							

II 監査総評

III-1 不適正な行為—重要な指摘事項

III-2 不適正な行為—その他の指摘事項

IV 電力の適正な取引の確保に必要な事項として報告すべき事項

V その他報告すべき事項

(記載要領)

(1) 不適正な行為に係る指摘事項として整理するもの

被監査事業者の不適正な行為について、当該行為の重大性・悪質性（例えば、電気事業の健全な発達への支障の程度、需要家等の利益の被害の程度、当該行為が行われた期間や反復性・継続性等）、当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性、被監査事業者による対応の適切性・自主性といった要素や、そ

II 監査総評

III-1 不適正な行為—重要な指摘事項

III-2 不適正な行為—その他の指摘事項

IV 電力の適正な取引の確保に必要な事項として報告すべき事項

V その他報告すべき事項

(記載要領)

(1) 不適正な行為に係る指摘事項として整理するもの

被監査事業者の不適正な行為について、当該行為の重大性・悪質性（例えば、電気事業の健全な発達への支障の程度、需要家等の利益の被害の程度、当該行為が行われた期間や反復性・継続性等）、当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性、被監査事業者による対応の適切性・自主性といった要素や、そ

れ以外に考慮すべき要因がないかどうかを吟味の上、「重要な指摘事項」又は「その他の指摘事項」のいずれかに整理して記載する。

(2) 電力の適正な取引の確保に必要な事項として報告すべき事項として整理するもの

例えば、「適正な電力取引についての指針」([令和3年11月5日](#)公正取引委員会・経済産業省。その後の改訂を含む。)に規定された「望ましい行為」の取組状況等、不適正な行為ではないものの、電気の適正な取引の確保を図る上で報告する必要があると思われる事項を記載する。

(3) その他報告すべき事項として整理するもの

上記(1)及び(2)の他、不適正な行為ではないものの、各事業者の法令等の解釈の違いにより、各事業者共通の問題でありながら、その整理が各社各様となっているような事例等、特記すべきと思われる事項を記載する。

れ以外に考慮すべき要因がないかどうかを吟味の上、「重要な指摘事項」又は「その他の指摘事項」のいずれかに整理して記載する。

(2) 電力の適正な取引の確保に必要な事項として報告すべき事項として整理するもの

例えば、「適正な電力取引についての指針」([令和3年3月30日](#)公正取引委員会・経済産業省。その後の改訂を含む。)に規定された「望ましい行為」の取組状況等、不適正な行為ではないものの、電気の適正な取引の確保を図る上で報告する必要があると思われる事項を記載する。

(3) その他報告すべき事項として整理するもの

上記(1)及び(2)の他、不適正な行為ではないものの、各事業者の法令等の解釈の違いにより、各事業者共通の問題でありながら、その整理が各社各様となっているような事例等、特記すべきと思われる事項を記載する。

## ガス事業監査規程新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">ガス事業監査規程</p> <p>(定義) 第1条 この規程において使用する用語は、ガス事業法（昭和29年法律第51号）において使用する用語の例による。</p> <p>(監査の範囲) 第2条 ガス事業（次条において「事業」という。）の業務及び経理についての監査（以下単に「監査」という。）は、この規程の定めるところによる。</p> <p>(監査の目的) 第3条 監査は、事業の公益性に鑑み、ガス事業法及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等（以下「法令等」という。）の規定に照らして事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もってガスの使用者の利益を保護するとともに、事業の健全な発達を図ることを目的とする。</p> <p>(監査の原則) 第4条 監査は、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）及び経済産業局（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が適切な役割分担の下、相互に協調し、効率的にその目的を達成するように行われなければならない。</p> <p>2 監査は、ガス事業法及び改正法の施行に必要な限度において行われなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">ガス事業監査規程</p> <p>(定義) 第1条 この規程において使用する用語は、ガス事業法（昭和29年法律第51号）において使用する用語の例による。</p> <p>(監査の範囲) 第2条 ガス事業（次条において「事業」という。）の業務及び経理についての監査（以下単に「監査」という。）は、この規程の定めるところによる。</p> <p>(監査の目的) 第3条 監査は、事業の公益性に鑑み、ガス事業法及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等（以下「法令等」という。）の規定に照らして事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もってガスの使用者の利益を保護するとともに、事業の健全な発達を図ることを目的とする。</p> <p>(監査の原則) 第4条 監査は、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）及び経済産業局（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が適切な役割分担の下、相互に協調し、効率的にその目的を達成するように行われなければならない。</p> <p>2 監査は、ガス事業法及び改正法の施行に必要な限度において行われなければならない。</p>

(監査事項)

第5条 ガス事業法第170条及び改正法附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第5条の規定による改正前のガス事業法（以下「旧ガス事業法」という。）第45条の2の規定による次の各号に掲げる監査は、それぞれ当該各号に掲げる事項について行う。

- (1) 約款の運用等に関する監査 一般ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認一般ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）及び最終保障供給約款の運用（旧一般ガス事業者（改正法附則第13条第1項に規定する旧一般ガス事業者をいう。以下同じ。）が行う託送供給約款（旧一般ガス事業者が、旧ガス事業法第22条第1項ただし書の承認を受け、かつ、料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）の運用を含む。）、特定ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認特定ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）の運用（旧ガス導管事業者（改正法第5条の規定の施行の際現に旧ガス事業法第37条の7の2の規定による届出を行っている者をいう。）が行う託送供給約款（旧ガス導管事業者が、旧ガス事業法第37条の8において準用する旧ガス事業法第22条第1項ただし書の承認を受け、かつ、料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）の運用を含む。）、ガス製造事業者が行うガス受託製造約款の運用並びに旧一般ガスみなしガス小売事業者（改正法附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者をいう。以下同じ。）が行う指定旧供給区域等小売供給約款の運用（旧一般ガス事業者が行う供給約款の運用を含む。）に関する事項
- (2) 財務諸表に関する監査 ガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う会計の整理に関する事項
- (3) 部門別収支に関する監査 みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成29年経済産業省令第21号）で定めるところに従って旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

(監査事項)

第5条 ガス事業法第170条及び改正法附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第5条の規定による改正前のガス事業法（以下「旧ガス事業法」という。）第45条の2の規定による次の各号に掲げる監査は、それぞれ当該各号に掲げる事項について行う。

- (1) 約款の運用等に関する監査 一般ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認一般ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）及び最終保障供給約款の運用（旧一般ガス事業者（改正法附則第13条第1項に規定する旧一般ガス事業者をいう。以下同じ。）が行う託送供給約款（旧一般ガス事業者が、旧ガス事業法第22条第1項ただし書の承認を受け、かつ、料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）の運用を含む。）、特定ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認特定ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）の運用（旧ガス導管事業者（改正法第5条の規定の施行の際現に旧ガス事業法第37条の7の2の規定による届出を行っている者をいう。）が行う託送供給約款（旧ガス導管事業者が、旧ガス事業法第37条の8において準用する旧ガス事業法第22条第1項ただし書の承認を受け、かつ、料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）の運用を含む。）、ガス製造事業者が行うガス受託製造約款の運用並びに旧一般ガスみなしガス小売事業者（改正法附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者をいう。以下同じ。）が行う指定旧供給区域等小売供給約款の運用（旧一般ガス事業者が行う供給約款の運用を含む。）に関する事項
- (2) 財務諸表に関する監査 ガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う会計の整理に関する事項
- (3) 部門別収支に関する監査 みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成29年経済産業省令第21号）で定めるところに従って旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

(4) 託送供給収支に関する監査 ガス事業託送供給収支計算規則(平成29年経済産業省令第23号)で定めるところに従って一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者が行う託送供給収支の計算に関する事項

(5) 託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行為に関する監査 ガス事業法第54条、第54条の4及び第54条の5並びに第80条、第80条の4及び第80条の5並びに第92条の規定に基づく情報の目的外利用等の禁止に関する事項

(6) 体制整備等に関する監査 ガス事業法第54条の8及び第80条の8の規定に基づく体制整備等に関する事項

(7) その他必要な事項に関する監査 ガス事業法及び改正法の施行に必要な限度において、第3条に定める監査の目的に照らし監査を行うことが必要であると認められる事項

(監査計画)

第6条 委員会は、監査の時期、監査の分担、監査の実施の箇所、監査事項の具体的な内容その他監査の実施に関する事項について、監査計画を定めるものとする。

2 電力・ガス取引監視等委員会事務局長(以下「事務局長」という。)は、前項の監査計画について、委員会において経済産業局が監査を実施することを定める場合は、あらかじめ、経済産業局長(中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下「局長」という。)の意見を徴するものとする。

3 事務局長は、前項の規定による意見聴取を行った場合は、第1項の規定により監査計画を定めた後、速やかに局長に通知するものとする。

4 局長は、前項の規定による通知を受けた監査計画を変更すべき事由が生じた場合は、遅滞なく委員会にその旨を通知するものとする。ただし、監査の分担のうち監査を実施する人数を変更しようとする場合は、この限りでない。

(監査の実施)

第7条 監査は、監査を受ける一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者(以下「被監査事業者」という。)の

(4) 託送供給収支に関する監査 ガス事業託送供給収支計算規則(平成29年経済産業省令第23号)で定めるところに従って一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者が行う託送供給収支の計算に関する事項

(5) 託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行為に関する監査 ガス事業法第54条、第80条及び第92条の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項(旧ガス事業法第22条の4及び旧ガス事業法第37条の8において準用する旧ガス事業法第22条の4の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項を含む。)

(新設)

(6) その他必要な事項に関する監査 ガス事業法及び改正法の施行に必要な限度において、第3条に定める監査の目的に照らし監査を行うことが必要であると認められる事項

(監査計画)

第6条 委員会は、監査の時期、監査の分担、監査の実施の箇所、監査事項の具体的な内容その他監査の実施に関する事項について、監査計画を定めるものとする。

2 電力・ガス取引監視等委員会事務局長(以下「事務局長」という。)は、前項の監査計画について、委員会において経済産業局が監査を実施することを定める場合は、あらかじめ、経済産業局長(中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下「局長」という。)の意見を徴するものとする。

3 事務局長は、前項の規定による意見聴取を行った場合は、第1項の規定により監査計画を定めた後、速やかに局長に通知するものとする。

4 局長は、前項の規定による通知を受けた監査計画を変更すべき事由が生じた場合は、遅滞なく委員会にその旨を通知するものとする。ただし、監査の分担のうち監査を実施する人数を変更しようとする場合は、この限りでない。

(監査の実施)

第7条 監査は、監査を受ける一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者(以下「被監査事業者」という。)の

営業所、事務所その他の事業場のうちいずれか一以上の箇所において実地監査の方法により行う。ただし、時宜に応じて書面監査の方法により行うことができる。

第8条 委員会及び局長は、監査を実施するに当たり、あらかじめ、被監査事業者に対して、ガス事業法及び改正法の規定に基づき、監査の実施に必要な限度において、その業務及び経理の状況に関し資料の提出を求めるものとする。

第9条 委員会及び局長は、あらかじめ、監査の実施期間、監査の実施方法（実地監査又は書面監査の別）、実地監査の場合においては実地監査を行う期間、実施の箇所及び監査事項の具体的な内容を被監査事業者に対し通知するものとする。

2 前項の通知は様式第1によるものとする。

3 第1項の監査の実施方法を変更する場合及び実地監査の場合における実地監査を行う期間を変更する場合は、前項の規定によらず、委員会事務局の職員又は経済産業局に置かれる電力・ガス取引監視室の職員が電子メールその他の方法により通知することを妨げない。

第10条 監査を実施する者（委員会事務局の職員の中から事務局長が指定する者又は経済産業局に置かれる電力・ガス取引監視室の職員の中から局長が指定する者をいう。以下「監査実施者」という。）は、実地監査を行うに当たっては、これを被監査事業者の営業時間内に行わなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 監査実施者は、重要な帳簿、書類その他の物件の監査を行うに当たっては、その保管の責任者一人以上を立ち合わせなければならない。

3 監査実施者は、監査の妨害、拒否その他の重大な事故により監査の実施が困難であると認められる場合は、監査を停止して直ちに上司にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

第11条 監査実施者は、監査の実施に当たっては次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 被監査事業者の業務の遂行に支障を及ぼさないよう留意すること。

営業所、事務所その他の事業場のうちいずれか一以上の箇所において実地監査の方法により行う。ただし、時宜に応じて書面監査の方法により行うことができる。

第8条 委員会及び局長は、監査を実施するに当たり、あらかじめ、被監査事業者に対して、ガス事業法及び改正法の規定に基づき、監査の実施に必要な限度において、その業務及び経理の状況に関し資料の提出を求めるものとする。

第9条 委員会及び局長は、あらかじめ、監査の実施期間、実地監査の場合においては実地監査を行う期間、実施の箇所及び監査事項の具体的な内容を被監査事業者に対し通知するものとする。

2 前項の通知は様式第1によるものとする。

(新設)

第10条 監査を実施する者（委員会事務局の職員の中から事務局長が指定する者又は経済産業局に置かれる電力・ガス取引監視室の職員の中から局長が指定する者をいう。以下「監査実施者」という。）は、実地監査を行うに当たっては、これを被監査事業者の営業時間内に行わなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 監査実施者は、重要な帳簿、書類その他の物件の監査を行うに当たっては、その保管の責任者一人以上を立ち合わせなければならない。

3 監査実施者は、監査の妨害、拒否その他の重大な事故により監査の実施が困難であると認められる場合は、監査を停止して直ちに上司にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

第11条 監査実施者は、監査の実施に当たっては次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 被監査事業者の業務の遂行に支障を及ぼさないよう留意すること。

(2) 監査の実施に際して知ることができた秘密については、正当な理由がある場合を除き保持すること。

(3) 常に品位を保持し、その信用を傷つけることのないように留意すること。

(4) 常に穏健冷静な態度を持ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取すること。

第12条 監査実施者は、監査の実施後は、遅滞なく所属課室において監査内容について検討を行わなければならない。

2 監査実施者は、前項の検討を行った結果、不適正な行為（法令等の規定に照らして違反する又は法令等の目的若しくは趣旨に照らして適切でない行為をいう。以下同じ。）又はガスの適正な取引の確保に必要な事項として報告すべき事項（以下「要報告事項」という。）が認められた場合は、原則、当該要報告事項に対する被監査事業者からの意見聴取及び事実確認を行うものとする。

3 監査実施者は、監査に必要な場合は、被監査事業者以外の一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者又はその他関係者に対し情報収集を行うものとする。

4 前項の情報収集において要報告事項が認められた場合は、被監査事業者に対する監査の実施の有無にかかわらず当該被監査事業者の要報告事項とみなし、原則、第2項の意見聴取及び事実確認を行うものとする。

5 監査実施者は、第1項から前項までの手続きが終わり次第速やかに監査報告書を作成し、電力・ガス取引監視等委員会事務局の職員にあつては事務局長に、経済産業局の職員にあつては局長に、それぞれ提出しなければならない。

6 前項の監査報告書は様式第2によるものとする。

（局長による監査の結果の取扱い）

第13条 局長は、前条の監査報告書の提出があった場合は、これを事務局長に送付しなければならない。

（事務局長による監査の結果の取扱い）

第14条 事務局長は、第12条第5項の監査報告書の提出及び前条の監査報告書の送付があった場合は、監査の結果を委員会に報告しなければならない。

(2) 監査の実施に際して知ることができた秘密については、正当な理由がある場合を除き保持すること。

(3) 常に品位を保持し、その信用を傷つけることのないように留意すること。

(4) 常に穏健冷静な態度を持ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取すること。

第12条 監査実施者は、監査の実施後は、遅滞なく所属課室において監査内容について検討を行わなければならない。

2 監査実施者は、前項の検討を行った結果、不適正な行為（法令等の規定に照らして違反する又は法令等の目的若しくは趣旨に照らして適切でない行為をいう。以下同じ。）又はガスの適正な取引の確保に必要な事項として報告すべき事項（以下「要報告事項」という。）が認められた場合は、原則、当該要報告事項に対する被監査事業者からの意見聴取及び事実確認を行うものとする。

3 監査実施者は、監査に必要な場合は、被監査事業者以外の一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者又はその他関係者に対し情報収集を行うものとする。

4 前項の情報収集において要報告事項が認められた場合は、被監査事業者に対する監査の実施の有無にかかわらず当該被監査事業者の要報告事項とみなし、原則、第2項の意見聴取及び事実確認を行うものとする。

5 監査実施者は、第1項から前項までの手続きが終わり次第速やかに監査報告書を作成し、電力・ガス取引監視等委員会事務局の職員にあつては事務局長に、経済産業局の職員にあつては局長に、それぞれ提出しなければならない。

6 前項の監査報告書は様式第2によるものとする。

（局長による監査の結果の取扱い）

第13条 局長は、前条の監査報告書の提出があった場合は、これを事務局長に送付しなければならない。

（事務局長による監査の結果の取扱い）

第14条 事務局長は、第12条第5項の監査報告書の提出及び前条の監査報告書の送付があった場合は、監査の結果を委員会に報告しなければならない。

(監査の結果に関する公表)

第15条 委員会は、被監査事業者の正当な利益を害するおそれのない限りにおいて、前条の報告の要旨を公表するものとする。

2 前項の公表は次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 公表の内容

イ 監査の目的

ロ 監査実施期間

ハ 監査実施者及び実施の方法

ニ 監査の内容

ホ 監査の結果の取扱いの状況

(総論) 監査の実施状況、監査の内容及び指摘事項の状況

(各論) 指摘事項等の内容及びその取扱いの内容

(2) 公表の時期

原則として、監査実施年度終了後3月以内に公表する。

(3) 公表の方法

電力・ガス取引監視等委員会のホームページにおいて公表する。

(4) 公表に当たっての留意事項

公表に当たっては、被監査事業者の利益を害するおそれのないよう十分留意するとともに、指摘に関し当該被監査事業者に契約締結者等の第三者が存する場合には、当該第三者が特定されるおそれのある事項を公表しないよう十分留意するものとする。

附 則

この規程は、決定の日から施行する。

附 則 (平成29年4月5日付け20170405電委第1号改正)

(実施期日)

第1条 この規程は、決定の日から施行する。

(監査の結果に関する公表)

第15条 委員会は、被監査事業者の正当な利益を害するおそれのない限りにおいて、前条の報告の要旨を公表するものとする。

2 前項の公表は次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 公表の内容

イ 監査の目的

ロ 監査実施期間

ハ 監査実施者及び実施の方法

ニ 監査の内容

ホ 監査の結果の取扱いの状況

(総論) 監査の実施状況、監査の内容及び指摘事項の状況

(各論) 指摘事項等の内容及びその取扱いの内容

(2) 公表の時期

原則として、監査実施年度終了後3月以内に公表する。

(3) 公表の方法

電力・ガス取引監視等委員会のホームページにおいて公表する。

(4) 公表に当たっての留意事項

公表に当たっては、被監査事業者の利益を害するおそれのないよう十分留意するとともに、指摘に関し当該被監査事業者に契約締結者等の第三者が存する場合には、当該第三者が特定されるおそれのある事項を公表しないよう十分留意するものとする。

附 則

この規程は、決定の日から施行する。

附 則 (平成29年4月5日付け20170405電委第1号改正)

(実施期日)

第1条 この規程は、決定の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行前にこの規程による改正前のガス事業監査規程の規定によ  
ってした手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (令和3年6月14日付け20210610電委第2号改正)

(実施期日)

第1条 この規程は、令和3年6月14日から施行する。

附 則 (令和4年〇月〇日付け2022●●●●電委第●号改正)

(実施期日)

第1条 この規程は、令和4年〇月〇日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行前にこの規程による改正前のガス事業監査規程の規定によ  
ってした手続その他の行為は、なお従前の例による。

様式第1 (第9条関係)

番 号  
年 月 日

被監査事業者 名

(電力・ガス取引監視等委員会  
経済産業局長 )

ガス事業監査の実施について  
( 年度実施分)

(経過措置)

第2条 この規程の施行前にこの規程による改正前のガス事業監査規程の規定によ  
ってした手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (令和3年6月14日付け20210610電委第2号改正)

(実施期日)

第1条 この規程は、令和3年6月14日から施行する。

式第1 (第9条関係)

番 号  
年 月 日

被監査事業者 名

(電力・ガス取引監視等委員会  
経済産業局長 )

ガス事業監査の実施について  
( 年度実施分)

上記の件について、（ガス事業法第170条又は電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第5条の規定による改正前のガス事業法第45条の2）の規定に基づき、下記のとおり監査を実施することとしましたので通知します。

記

1. 監査実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

2. 監査の実施方法

（実地監査実施の日）

年 月 日から 年 月 日まで

3. 監査の実施箇所

4. 監査事項の具体的な内容

- (注) 1. 監査の実施方法は実地監査又は書面監査のいずれかを記載すること。  
2. 書面監査の場合は実地監査実施の日は記載しないこと。  
3. 実地監査実施の日を電子メールその他の方法により通知する場合は、その旨を記載すること。

様式第2（第12条関係）

ガス事業監査報告書  
（ 年度実施分）

上記の件について、（ガス事業法第170条又は電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第5条の規定による改正前のガス事業法第45条の2）の規定に基づき、下記のとおり監査を実施することとしましたので通知します。

記

1. 監査実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(新設)

（実地監査実施の日）

年 月 日から 年 月 日まで

2. 監査の実施箇所

3. 監査事項の具体的な内容

- (注) (新設)  
書面監査の場合は実地監査実施の日は記載しないこと。  
(新設)

様式第2（第12条関係）

ガス事業監査報告書  
（ 年度実施分）

I. 監査の種類

ガス事業監査

I. 監査の種類

ガス事業監査

II. 監査事項の具体的内容	約款の運用等に関する監査 財務諸表に関する監査 部門別収支に関する監査 託送供給収支に関する監査 託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行為に関する監査 <u>体制整備等に関する監査</u> その他（ ）
III. 被監査事業者名	
IV. 監査の実施箇所及び所在地	
V. 監査実施方法	実地監査 書面監査
VI. 監査実施期間	自 年 月 日 至 年 月 日 (実地監査実施の日 )
VII. 提出年月日	年 月 日

II. 監査事項の具体的内容	約款の運用等に関する監査 財務諸表に関する監査 部門別収支に関する監査 託送供給収支に関する監査 託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行為に関する監査 <u>(新設)</u> その他（ ）
III. 被監査事業者名	
IV. 監査の実施箇所及び所在地	
V. 監査実施方法	実地監査 書面監査
VI. 監査実施期間	自 年 月 日 至 年 月 日 (実地監査実施の日 )
VII. 提出年月日	年 月 日

〔監査実施者〕

監査実施者 A (官職) (氏名)  
監査実施者 B (官職) (氏名)  
監査実施者 C (官職) (氏名)  
監査実施者 D (官職) (氏名)

- (記載注意) 1. 監査事項の具体的内容及び監査実施方法は、該当しないものを削除すること。  
2. 監査事項の具体的内容のその他の( )には、ガス事業監査規程第5条第7号に基づき実施した監査事項の具体的内容を記載すること。  
3. 監査の実施箇所及び所在地は、ガス事業監査規程第7条に基づき監査を実施した営業所、事務所及び事業場の名称並びにその所在地を記

〔監査実施者〕

監査実施者 A (官職) (氏名)  
監査実施者 B (官職) (氏名)  
監査実施者 C (官職) (氏名)  
監査実施者 D (官職) (氏名)

- (記載注意) 1. 監査事項の具体的内容及び監査実施方法は、該当しないものを削除すること。  
2. 監査事項の具体的内容のその他の( )には、ガス事業監査規程第5条第6号に基づき実施した監査事項の具体的内容を記載すること。  
3. 監査の実施箇所及び所在地は、ガス事業監査規程第7条に基づき監査を実施した営業所、事務所及び事業場の名称並びにその所在地を記

載すること。

4. 監査実施者数に応じ、監査実施者をアルファベットで表すこととし、以下の様式においては、このアルファベットを用いて記載すること。
5. 監査実施期間の（ ）には、実地監査を行った場合には当該実地監査を行った日を記載し、実地監査を行わなかった場合には削除すること。
6. 本報告書は、同一時期に実施した実地監査又は書面監査を被監査事業者ごとに作成すること。ただし、同一の被監査事業者の二以上の営業所、事務所その他の事業場に対し、同一時期に監査を実施した場合で、監査実施者が同一のときは、まとめて作成しても差し支えない。

#### I 実施した監査事項の概要

年	月	日	曜日	A	B	C	D

[監査の実施に当たり特に留意した事項]

[監査の実施に当たり生じた特別の事項]

#### II 監査総評

--

#### III-1 不適正な行為—重要な指摘事項

載すること。

4. 監査実施者数に応じ、監査実施者をアルファベットで表すこととし、以下の様式においては、このアルファベットを用いて記載すること。
5. 監査実施期間の（ ）には、実地監査を行った場合には当該実地監査を行った日を記載し、実地監査を行わなかった場合には削除すること。
6. 本報告書は、同一時期に実施した実地監査又は書面監査を被監査事業者ごとに作成すること。ただし、同一の被監査事業者の二以上の営業所、事務所その他の事業場に対し、同一時期に監査を実施した場合で、監査実施者が同一のときは、まとめて作成しても差し支えない。

#### I 実施した監査事項の概要

年	月	日	曜日	A	B	C	D

[監査の実施に当たり特に留意した事項]

[監査の実施に当たり生じた特別の事項]

#### II 監査総評

--

#### III-1 不適正な行為—重要な指摘事項

III-2 不適正な行為—その他の指摘事項

IV 電力の適正な取引の確保に必要な事項として報告すべき事項

V その他報告すべき事項

(記載要領)

(1) 不適正な行為に係る指摘事項として整理するもの

被監査事業者の不適正な行為について、当該行為の重大性・悪質性（例えば、ガス事業の健全な発達への支障の程度、需要家等の利益の被害の程度、当該行為が行われた期間や反復性・継続性等）、当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性、被監査事業者による対応の適切性・自主性といった要素や、それ以外に考慮すべき要因がないかどうかを吟味の上、「重要な指摘事項」又は「その他の指摘事項」のいずれかに整理して記載する。

(2) ガスの適正な取引の確保に必要な事項として報告すべき事項として整理するもの

例えば、「適正なガス取引についての指針」(令和3年4月1日公正取引委員会・経済産業省。その後の改訂を含む。)に規定された「望ましい行為」の取組状況等、不適正な行為ではないものの、ガスの適正な取引の確保を図る上で報告する必要がある

III-2 不適正な行為—その他の指摘事項

IV 電力の適正な取引の確保に必要な事項として報告すべき事項

V その他報告すべき事項

(記載要領)

(1) 不適正な行為に係る指摘事項として整理するもの

被監査事業者の不適正な行為について、当該行為の重大性・悪質性（例えば、ガス事業の健全な発達への支障の程度、需要家等の利益の被害の程度、当該行為が行われた期間や反復性・継続性等）、当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性、被監査事業者による対応の適切性・自主性といった要素や、それ以外に考慮すべき要因がないかどうかを吟味の上、「重要な指摘事項」又は「その他の指摘事項」のいずれかに整理して記載する。

(2) ガスの適正な取引の確保に必要な事項として報告すべき事項として整理するもの

例えば、「適正なガス取引についての指針」(令和3年2月25日公正取引委員会・経済産業省。その後の改訂を含む。)に規定された「望ましい行為」の取組状況等、不適正な行為ではないものの、ガスの適正な取引の確保を図る上で報告する

<p>あると思われる事項を記載する。</p> <p>(3) その他報告すべき事項として整理するもの</p> <p>上記(1)及び(2)の他、不適正な行為ではないものの、各事業者の法令等の解釈の違いにより、各事業者共通の問題でありながら、その整理が各社各様となっているような事例等、特記すべきと思われる事項を記載する。</p>	<p>必要があると思われる事項を記載する。</p> <p>(3) その他報告すべき事項として整理するもの</p> <p>上記(1)及び(2)の他、不適正な行為ではないものの、各事業者の法令等の解釈の違いにより、各事業者共通の問題でありながら、その整理が各社各様となっているような事例等、特記すべきと思われる事項を記載する。</p>
--	---